

【28】 防災の日

9月1日が「防災の日」と定められ、その日を含む一週間が「防災週間」とされ、地方自治体主催で消防、警察、自衛隊などの防災機関が参加する大規模な防災訓練が行われる他、展示会や講演会が開催されるなど防災に関するイベントが盛り沢山です。

9月1日を防災のための特別な日にせよと、最初に提唱したのは、大阪管区気象台長だった大谷東平博士で、昭和24年（1949）8月から9月1日にかけて東京を襲ったキティ台風の高潮災害の後のことです。

東京は昭和13年（1938）9月1日にも高潮災害に襲われていますが、何よりも大正12年（1923）9月1日は、関東大地震で10万人が死亡するという未曾有の大災害に見舞われた日であり、9月1日は厄日なのです。又、古来、9月1日は立春（太陽暦で2月4日頃）から210日に当たりますが、稲の開花期と重なり台風の大風があると稲作に被害が生じるので、9月1日は「二百十日」と言いなわらしで、農家から恐れられている日でもありました。

そういうわけで、9月1日は災害を思い起こすに最もふさわしい日なので、「天災を顧みる日」にせよと大谷博士は主張したのです。

その後、10年近く経った昭和35年（1960）6月17日の閣議了解で、9月1日を「防災の日」とすることになりましたが、その直接のきっかけは前年、昭和34年（1959）9月の伊勢湾台風の大災害です。昭和57年（1982）に、改めて閣議了解で、9月1日の防災の日と、その日を含む一週間が「防災週間」とされ今日に至っています。防災週間には、災害対策基本法第48条（昭和36年制定）で地方自治体等に義務付けられている防災訓練も行われるようになっています。

ついでに申せば、総理大臣は、9月1日の防災の日には、首相官邸で開催される緊急災害対策本部（本部長は総理大臣）の会合に出席し、その後、公務が許せば、東京都、神奈川県等の南関東の都県と政令市が合同で実施する「九都県市合同防災訓練」に参加されるのが近年の例です。